

フレンドこども園個人情報取扱規定

第1条（目的）

本規定は、社会福祉法人フレンドこども園（以下「本園」という。）が保有する個人情報の取り扱いに関する事項を定め、本園の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に関することを目的とする。

第2条（定義）

この規定における「個人情報」とは、本園の園児や保護者、職員並びに本園に係るその他のものに関する情報であり、氏名・住所・電話番号・メールアドレス等で、特別の個人が識別されるものをいう。この規定における「情報主体」とは、個人情報が識別され得る個人をいう。この規定における「記録文書」とは、本園において保有している個人情報を記録した文書・写真・磁気テープ等をいう。

第3条（個人情報の利用目的）

本園が取得した個人情報は、理事及び職員（パート職員も含む）の職務にあたって必要とされる情報、本園に在籍する子ども（以下「子ども」とする）の保育にあたって必要とされる情報、本園に在籍する子どもの保護者（以下「保護者」とする）に対する連絡通知、子どもの発育に関する保護者への写真の情報提供等、本園の事業活動のために利用することとし、その利用目的は、本人（子どもの場合は本人の保護者とする）に通知または、公表する。また、利用目的を変更する場合も同様とする。

第4条（責務）

本園は、個人情報の重要性を十分に認識し、個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。本園の職員等（正規職員・非常勤職員・パート職員）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該職務を退いた後も同様とする。

第5条（個人情報管理責任者）

本園における個人情報管理責任者は、園長とする。
個人情報管理責任者は、本園における個人情報管理に関する取組の推進に関する責任を負う。個人情報管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

第6条（収集の制限）

個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。個人情報の収集は、思想・信仰、社会的差別の原因となる事項を調査することを目的に行ってはならない。個人情報の収集は、情報主体から、適切かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第3者から収集することができる。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 情報主体の同意があるとき
- (3) 出版、報道等により公にされているとき
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、管理者が緊急かつやむを得ないと認められるとき

第7条（利用および提供の制限）

収集した個人情報は、定められた目的以外に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第3者から収集することができる。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 情報主体の同意があるとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、管理者が緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (4) 管理者が調査・統計をとる必要があると認められたとき

管理者は、個人情報を取得した場合において、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、当該利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。

前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより情報主体又は第3者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害するおそれがあるとき。
- (2) 国又は地方公共団体が法令を定める事務を遂行する必要がある場合であり、利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (3) 人の命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

第8条（適正管理）

当法人が取得した個人情報は、利用目的の範囲において常に最新の状態で安全に管理するように努める。また、個人情報の紛失・漏洩・改ざん・破壊などを防止する対策を構築し、

個人情報を取り扱う職員等に適切な教育・管理・監督を行う。

第9条（個人情報の開示）

情報主体は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を有する管理者に対し開示請求をすることができる。前項の請求（以下「開示請求」という。）をするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、当該管理者あてに提出するものとする。管理者は、開示請求を受けたときには、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 開示請求の対象となる個人情報に、第3者の個人情報が含まれているとき
- (2) 開示することにより、本園の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき
- (3) その他管理者が相当の理由があると認めたとき

第10条（開示の方法）

個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人情報が磁気テープ等に記録されている場合は、出力した物の写しを交付する。

附則

この規定は、平成30年4月1日より施行する